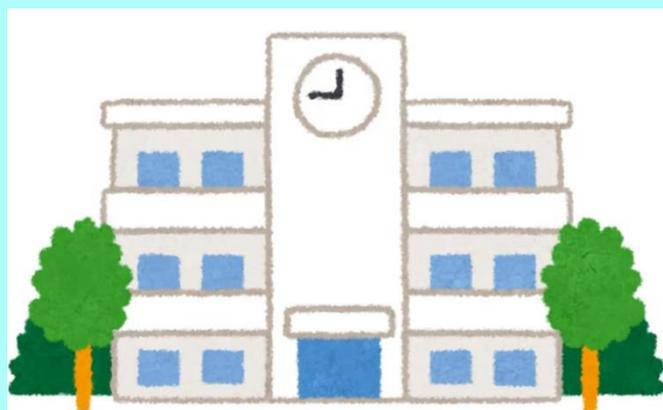


新型コロナウイルス感染症対策 学校運営ガイドライン

(学校再開ガイドライン改訂版)



令和2年(2020年)5月

甲賀市教育委員会

【令和2年(2020年)6月1日改訂】

【令和2年(2020年)6月25日改訂】

【令和3年(2021年)1月25日改訂・名称変更】

【令和3年(2021年)4月26日改訂】

登校前・登校時

- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入し、担任に提出する。発熱や風邪等の症状がある場合は必ず自宅で休養する。家庭で検温等が出来なかった場合は、学校で検温等を行う。
- マスクを着用する。（暑いときなどは無理しない）
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 徒歩や自転車での通学の場合、周囲との間隔を空けて、登校する。徒歩の場合、向かい合った状態で話しながら歩いたりしない。
- 公共交通機関を利用する場合も、マスクを着用し、周囲との会話を控える。
- 登校後、各教室に入る前に手洗いを確実にを行う。



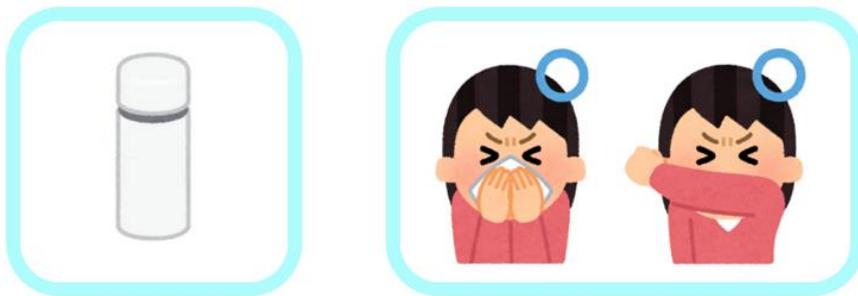
学校生活

- こまめに手洗いを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう工夫する。
- 授業中にもこまめな水分補給を行うことを認める。
- 室内では常時マスク着用を基本とするが、熱中症に十分配慮する。
- 換気は、気候上可能な限り常時、対角線上2方向の窓を同時に開けて行うようにする。冷暖房時も同様に換気を行うこと。
- 蛇口・ドアノブ・手すり・スイッチなどの共有部分は、できるだけ触れる回数を減らし、1日1回は消毒する。
- 室内においては、児童生徒間の距離をできるだけ離すとともに、大声を出すことは控える。
- 校内に咳エチケット等のポスターを掲示し、児童生徒への指導を徹底する。(★参考ポスター P. 3)
- 体育の活動中は、マスクの着用は必要ないが、児童生徒の間隔を十分(できるだけ2m、最低1m)に確保するなどの感染リスクを避ける対策を講じる。
- 更衣室等での更衣の際は、短時間の利用とすることや、多人数で利用しないことで、密集を防ぐ。
- 軽度な運動を行う場合は、家庭用マスクの着用を指導する。
- 各教科の授業において、感染対策を行った上で、学習活動の範囲を考慮する。



学校生活

- 運動会や文化祭、各種発表会、修学旅行など児童・生徒が密集して長期間活動する学校行事については、実施方法を検討する。
- フェイスシールドについては、教員が学習内容や活動状況に応じて活用することとする。
- 児童生徒のフェイスシールドについては、学校で保管し、市内の感染状況等に応じて活用する。



参考ポスター：内閣官房「新型コロナウイルス感染症の対応について」：感染予防のために、できること

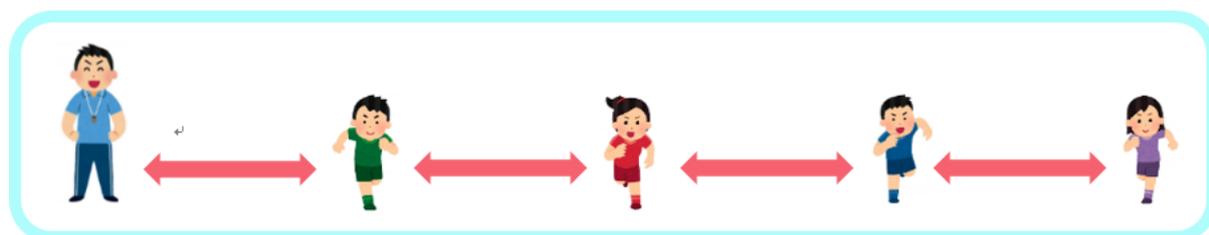
給食・食事

- 食事の前には、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- マスクの着用や手洗いを徹底し、衛生的な服装で給食の配膳を行う。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空け、同じ方向を向いて食べる。また、食事中はマスクを外すことから、特に感染リスクが高いため、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
- 食事中は、机の上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- 会話する時には必ずマスクを着用する。



部活動

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、顧問や部活動指導員の指示のもと実施する。
- 学校生活と同様に、手洗い・水分補給・マスク着用・換気・アルコール消毒など、基本的な感染対策を徹底した上で実施する。ただし、運動を伴う活動については、体育の活動に準ずる。
- 活動に際しては、生徒間の距離をできるだけ空けて、大声での会話や発声は避ける。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間・活動場所の重なりを避けるなど、人の密度を下げる工夫を行う。
- 疲労により感染リスクが高まるため、過度な運動は控える。
- 更衣室等での更衣の際は、短時間の利用とすることや、多人数で利用しないことで、密集を防ぐ。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる児童生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。



休業等の基準

- 児童生徒や教職員が、感染または感染の可能性がある場合は、学校に連絡し、学校は市教委に報告する。この場合、児童生徒や教職員は、自宅待機とする。
- 休業等の措置については、保健所からの指導を受け、市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議し、決定する。

